

令和6年度フィンテック企業に対する海外進出支援事業海外展示会 共同出展 よくある質問 Q&A

【補助対象事業者・補助対象事業について】

Q1 補助対象事業者はフィンテック企業に限られるのか。

A1 金融事業者が提供するサービスの高度化を実現する技術やビジネスモデルを提供していれば非金融のスタートアップであっても補助対象事業者になることができます。

Q2 海外展開とはどのような場合を指すのか。

例：本社機能を有する海外拠点を A 国に有しており、都内にも登記している●社が B 国への展開を目指す場合等

A2 グローバルな本社機能を都内に有する企業が、拠点等を有しない海外都市に展開していく場合を指します。

Q3 共同出展支援と海外展開支援補助金を併用することは可能なのか。

A3 共同出展支援と補助金のフィジビリティ調査費用の補助を併用することは可能です。ただし、共同出展支援と令和6年度フィンテック企業に対する海外展開支援補助金(補助対象事業)展示会出展との重複利用はできません。

重複利用確認表	フィジビリティ調査	展示会出展	共同出展
フィジビリティ調査		○	○
展示会出展	○		×
共同出展	○	×	

【支援内容について】

Q4 都が共同出展を中止するのはどのような場合なのか。

A4 展示会開催都市が外務省による渡航危険レベル2に該当した場合や、現地で大規模な災害等が発生した場合は、共同出展を中止する可能性があります。